

21世紀の裁判所のあり方 ——市民が求める裁判官・裁判所——

3月4日、弁護士会館にて
東京三会・関弁連主催
プレシンポジウム開催決定!!

司法制度改革推進本部は、司法制度全般にわたる改革のひととおりの制度設計を終了し、実行に向けて動き出している。

司法改革の重要な柱の1つである裁判所改革は、その実践が開始されて2年を経過している。

2005年6月24日に開催される日本弁護士連合会第21回司法シンポジウムでは、「21世紀の裁判所のあり方——市民が求める裁判官・裁判所」をテーマに、その検証と制度の充実を目指して3つの分科会と全体会を予定している。第1分科会「裁判官の任用と人事評価」、第2分科会「地裁・家裁委員会」、第3分科会「弁護士任官と判事補の弁護士経験」である。

これに先立ち、関東弁護士会連合会と東京三弁護士会が主催するプレシンポジウムを、3月4日、弁護士会館で開催することになった。

この司法シンポジウムについて、一足早く、誌上で概要を伝えることとする。

第1分科会「裁判官の任用と人事評価」

●裁判官制度における2つの改革

司法制度改革審議会意見書を起源とする裁判官制度改革の大きな流れは、最高裁一般規則制定諮問委員会の審議を経て2つの改革へと結実した。その1つが2003年5月から施行されている裁判官の任用に関する下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度であり、他の1つが2004年4月から実施されている新しい裁判官人事評価制度である。

前者は、委員会に裁判所外部の委員が多数入り審査に関与する国民参加（国民の意思の反映）を制度的担保として指名過程の透明化を図る画期的な制度であり、後者は、従来その運用実態が明らかではなかった人事評価について、面談、人事評価書の開示、不服申立て等の制度化により、外から見える形で客観化・透明化が進んだことが前進点と評価できる。

そして、いずれにおいても裁判所外部からの情報が

取り入れられることで、利用者の視点に立った外部評価が、制度的に裁判官の指名、人事評価に反映されることとなった。

●日弁連第21回司法シンポジウム

日弁連第21回司法シンポの3つのテーマのうちの1つが「裁判官の任用と人事評価」である。その両者で上述のような制度面の改革が実現したが、その改革が、充実・前進していくのか、形骸・後退していくのかは、今後の運用如何によって決まるといってよい。

司法シンポ当日午前の第1分科会では、その運用面について、指名諮問委員会制度及び人事評価制度の課題等を検討するとともに、会員による情報提供のための各地弁護士会の様々な取り組みの現状を確認しつつ、今後の運用について、海外調査報告を交え、実践的なシンポ形式で討議する予定である。

また、当日午後の全体会では、上述の制度面について、会場に参加する市民・会員にその制度的な意義について周知を図るとともに、ハワイ州法曹のサブリーナ・マッケナー判事を招き、裁判官、指名諮問委員会の弁護士委員、市民らのパネルディスカッションにより、今後、国民のために両制度をどう充実・発展させるべきかが議論されることになっている。

●東京三会・関弁連プレシンポジウム

指名諮問委員会制度を今後、改革の制度として充実・前進させるためには、とりわけ外部情報を収集し審査する地域委員会の機能が充実・活性化することが

決め手となる。こうした視点から、司法シンポに先立って開催される東京三会・関弁連主催のプレシンポでは、「下級裁判所裁判官指名諮問委員会について」をテーマに、この制度趣旨を広く広報して会員からの情報収集・提供を呼びかけるとともに、情報提供を促進するための取り組みの実情等を踏まえ、この制度をどう充実・活性化させていくのかを討議することになっている。

司法シンポ当日はもちろん、東京三会・関弁連のプレシンポ（2005年3月4日）にも多数の会員が参加し、活発な討議・意見交換が行なわれることを期待したい。

（裁判官選考検討委員会委員 中尾 正信）

第2分科会「地裁・家裁委員会」

●2003年8月から導入

地裁・家裁委員会は、市民の意見を裁判所運営にとり入れる制度として、2003（平成15）年8月1日から施行され、主に民事調停と裁判員制度を議題に、現在まで5回の開催をみています。重大刑事裁判に市民が関わる裁判員制度と同様、裁判所の運営に市民が注文をつける斬新さには、時代の新しい息吹を感じます。

●制度趣旨の共通認識が必要

委員会では、委員長の選任、開催回数、そして議題の選定等々、静かな中にも緊張感をもって議論されてきました。

委員長選任に弁護士委員はこだわりましたが、全国では、大分と山口、そして弁護士委員が長の釧路の3つの裁判所のみが、地方裁判所所長でない委員長となっています。私たち弁護士委員は、各委員宛に日弁連冊子を送付して、この制度趣旨の認識を共有しようと努力していますが、委員同士の交流が図られておらず、

議論がまだまだ空転しているような気がします。また、市民の声を届けるといっても、例えば八王子支部移転問題など、広く大きな問題はテーマとしてとり上げられず、テーマの選び方にも苦慮しています。

各地の華々しい話題・成果も報告されている折、東京地方裁判所の委員会は、成果に今ひとつ見るべきものの無しとの声もあるようです。また、弁護士会自身、この制度についての会員への広報が不十分であり、会全体の「裁判所運営への市民参加」への運動の気運が乏しいと感じます。

●パネリストに非法曹委員も

プレシンポでは、非法曹委員の方々にもパネリストとしてご参加いただき、1年を振り返っての率直な感想と反省、今後の工夫などをざっくりと語っていただき、この委員会の今後の充実を目指して、会員とともに考え、制度を盛り上げていきたいと思っております。多数のご参加をお願いします。

（東京地方裁判所委員 高木 國雄）

第3分科会「弁護士任官と判事補の弁護士経験」

●「弁護士任官推進に向けてのシンポ」開催される！

日弁連第21回司法シンポの3つのテーマのうちの1つが「弁護士任官と判事補の弁護士経験」であり、そのプレシンポの一環として、2004年11月25日、東京三会・関弁連主催でシンポが開かれました。このシンポは、例年（昨年は開催されず）行なわれている任官説

明会に併せて行なわれたものです。当日は74名の出席を得て大いに盛り上がりました。

最高裁（任用課長）、法務省（人事課長）の任官説明の後、弁護士任官の常勤裁判官2名、非常勤裁判官（民事・家事調停官）2名、検察官1名をパネリストとして、コーディネーターの司会のもと、楽しく有意義な

パネルディスカッションがなされました。また、最高裁総務局長が来賓として挨拶された後、会場からも発言され、活発な意見交換となりました。「弁護士任官裁判官が100人を超えると、おそらく裁判所自体も大きく変わってくるのではないかと。長い目で見ながら良い制度をつくっていければ」という同局長の励まし（慰め？）

が印象的でしたが、いずれにしろ任官候補者への推薦難はきわめて深刻であり、これを機会に1人でも推薦の輪が広がればと祈らずにはおられない心境です。

2006（平成18）年4月任官は、本年2月末日が申込みの締切です。何卒宜しくお願いします。

（副会長 菊地 裕太郎）